

## 危機事象発生時業務継続区分の考え方について

- 本区分は、『和歌山県危機事象業務継続計画』「8 各部局における取組み」に基づき、危機事象が発生した場合に継続すべき業務を整理したものです。
- 危機事象が発生してから、概ね3ヶ月間を対象としています。
- 通常業務を①優先業務、②縮小業務、③休止・中断業務の3つに分類しています。分類の考え方は下記のとおりです。
  - 【優先業務】
    - ・実施しなければ県民の生活や生命等に甚大な支障が生じる業務
    - ・業務を実施しなければ件としての機能維持に支障が生じる業務
  - 【縮小業務】
    - ・優先業務に準ずるが縮小が可能な業務、業務に係る需要が減少する業務
  - 【休止・中断業務】
    - ・不要不急な業務
    - ・終息後に先送りすることが可能な業務
- 本文類の対象は「通常業務」であり、災害時に発生する「応急対策業務」については、当然実施する業務として分類の対象外としています。
  - 【応急対策業務の例】
    - ・被害状況、被災状況の調査
    - ・医薬品・飲料水・食糧・救援物資等の確保
    - ・道路・橋梁等の応急対策工事
    - ・応急仮設住宅建設、被災建築物の応急危険度判定 等
- 庶務、収入・支払事務、文書收受、人事・サービス、議会等、各部局に共通して発生する必要最低限業務については、本文類には記載していません。
- 実際に災害が発生した場合には、その状況に合わせて柔軟に対応を行います。
- 区分については、随時見直しを行います。